

質疑回答書

高知市長 桑 名 龍 吾

番号	質疑事項	回答
1	(余剰電力の売却) 余剰電力送電計画について、週間(kWh の30分値)、月間(週ごとの平日・休日、8時から22時とそれ以外の時間帯における最大および最小電力※1時間の平均kW)、年間(月ごとの平日・休日、8時から22時とそれ以外の時間帯における最大および最小電力※1時間の平均kW)でご提出可能でしょうか。	契約締結後に、週間、月間、年間(kWhの30分値のみ)の提出は可能です。
2	(余剰電力の売却) 発電側課金について「四国電力送配電株式会社の託送供給等約款における発電者に係る料金については、本市が四国電力送配電株式会社に直接支払うものとする。」とありますが、貴市が小売電気事業者を挟まず直接お支払いをするという認識でよろしいでしょうか。(現在におかれましてもそのように対応していращやいますか。) 直接支払われていない場合は、四国電力送配電株式会社と協議をする必要があるかと思いますが、高知市様から協議をしていただくことは可能でしょうか。	本市が直接四国電力送配電株式会社に直接支払うものとします。現在も同様の対応をしています。 そのため、発電側課金を見積単価には含めないようお願いいたします。
3	(余剰電力の売却) 契約後に毎月お送りする計量値のお知らせ等の提出資料について電子印の会社印(角印)を使用しての提出でもよろしいでしょうか。支払方法は振込又は納入通知書とのことですが、落札後サンプルを事前にいただくことは可能でしょうか。	電子印の使用は問題ありません。また、契約締結後にPDFデータでの納入通知書サンプルの提供は可能です。
4	(余剰電力の売却) 受注者から買電する電力は調整後排出係数が0t-CO2/kWhであれば再エネ非化石証書の使用比率は100%でもなくてもよろしいでしょうか。	仕様書第2章「12 環境価値の還元」に記載のとおりです。
5	(余剰電力の売却) 見積書には「印」の記載がない為、押印不要という認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
6	(余剰電力の売却)(電気の調達) 落札した場合、売電と買電は別々に請求と支払いを行っていただくことは可能でしょうか。	売電の請求と買電の支払は別々としてします。また、買電分の支払については、仕様書第3章「12 料金の請求及び支払」をご参照ください。
7	(電気の調達) 【政府の電気料金支援について】 電気・ガス価格激変緩和対策措置や酷暑乗り切り緊急支援などの政府の支援政策が再度実施されることとなった場合、弊社では燃料費調整単価からのお値引きではなく、別項目を設けてのお値引きとなります。ご了承くださいませでしょうか。	この件については、契約後、電力売買契約書(案)第20条に基づく協議を行い決定することとします。

番号	質疑事項	回答
8	(電気の調達) 【計量データの取得について】 仕様書第3章11(4)に「1か月分の計量データを需要場所ごとに一括して取得できるものでなければならない。」と記載がございますが、弊社のWEB システム上、1か月分の計量データは需要場所ごとのダウンロードとなりますが、ご了承いただけますでしょうか。	問題ありません。
9	(電気の調達) 【検針結果の通知について】 弊社では検針票など通知書の発行は行わず、請求書に記載しているご利用の内訳で替えさせて頂いております。 計量結果の報告を請求書発行前に別途行うといった対応は行っておりませんが、ご了承いただけますでしょうか。 弊社Web システムから仕様書第3 章11(1)②の30 分データを取得していただくことは可能ですが、仕様書第3章11(1)①の項目につきましては、請求書への記載のみとなっており、エクセル形式又はCSV形式で取得していただくことができません。ご了承いただけますでしょうか。	計量結果の報告を請求書発行前に別途行わなくても構いません。 また、 Webシステムからのデータダウンロードについては、仕様書第3章「11 検針結果の通知」に記載しているとおりです。 ご通知いただくデータは、関係機関に報告を行う際などの重要な参考資料となります。 本市において、遺漏のない情報の取りまとめができるよう、エクセル形式又はCSV形式によるデータの作成、提出をお願いします。
10	(電気の調達) 【請求書の発行について】 弊社では仕様書や契約書(案)に記載がない場合、供給施設内にご入居されている企業様に対して分割して請求書を発行する事が出来ません。供給地点特定番号毎の請求書発行となりますが、ご了承いただけますでしょうか。	分割請求が必要な施設はありません。電気料金の請求については、仕様書第3章「12 料金の請求及び支払」のとおりです。 なお、提出データは、仕様書第3章「12 料金の請求及び支払」に定める項目の提出が必要となります。
11	(電気の調達) 【電力供給会社について】 現在の電力供給会社をご教示ください。	現在の電気の調達先は、四国電力株式会社高知支店です。
12	(電気の調達) 【契約電力について】 現在の契約電力は各施設仕様書の通りでよろしいでしょうか。 現在の契約電力が500kW 以上で仕様書の契約電力と異なる場合、協議制となり落札後に明確な根拠を提出して頂きますが可能でしょうか。 (頂きました根拠が不十分だった場合、ご希望に沿えない可能性がございます。)	令和7年7月末時点の契約電力は、別紙「令和7年7月末時点の契約電力」のとおりです。 契約電力500kW以上となる施設はNo.1本庁舎及びNo42.高知市卸売市場の2施設です。 ただし、No42.高知市卸売市場は、現在の契約電力780kWに対し、仕様書の契約電力は760kWとしています。根拠は高知市にて、準備予定のため、落札後に協議をお願いします。 また、見積書で使用する契約電力は仕様書に記載した契約電力をお願いします。
13	見積書について見積日の日付の指定などはございますでしょうか。また、見積書には「印」の記載がございませんが、押印は不要という認識でよろしかったでしょうか。	見積書の日付は、公告(令和7年7月31日)から見積書の提出期限(令和7年9月24日)までの日付でご提出ください。 また、見積書への押印は必要ありません。
14	契約保証金につきまして銀行が発行する銀行保証の場合、契約締結までに最低でも2週間お時間を頂く事は可能でしょうか。 ※10月3日までに結果の通知があり、10月31日までに契約締結と記載ありますが、念のためのご確認となります。 銀行保証書の記載内容について、金額以外を事前にメールなどでご確認いただくことは可能でしょうか。(契約締結時までに速やかに納付準備を進めさせていただきたいため。)	保証の手続きについては、ある程度時間が必要であることを想定して、見積結果通知の日から契約締結まで約3週間見込んでおります。 また、銀行保証書の事前確認は契約後であれば、可能です。

番号	質疑事項	回答
15	容量市場への参入は行っていますでしょうか。仮に行っていた場合の参入電源等ご教授の程よろしくお願ひいたします。 ※広域機関への計画提出等に係わってくる為。容量市場に参入している場合、容量確保金は落札者に帰属しますでしょうか。	高知市清掃工場のみが発動指令電源として容量市場へ参入しています。 容量確保金については、本市に納めていただくことになります。
16	環境価値につきましては、受注者に帰属する認識で宜しいでしょうか。	環境価値については、受注者に帰属となります。ただし、仕様書第2章「12 環境価値の還元」のとおり、証書化された環境価値を受注者が本市へ供給する電気へ優先的に付与することが求められます。
17	バイオマス比率の提出頻度をご教示いただけますでしょうか。	仕様書第2章「11 環境価値の証書化」に記載のとおりです。
18	運用申告書又は連絡体制表を締結することは可能でしょうか。	契約締結後に可能です。
19	発電計画値について、30分単位48コマのkWh表記のエクセルでいただくことは可能でしょうか。また、週間か月間どちらになりますでしょうか。	番号1のとおりです。 なお、週間、月間どちらでも提出可能です。
20	当社は1施設に対して1枚の請求書の作成となっており、分割請求には対応致しかねます。尚、以下の例のような分割支払いに関しましては、お客様から入金の内訳を事前にお知らせしていただくことで対応可能となりますが、ご了承いただけますか。 【例】庁舎〇,〇〇〇円、業者A〇,〇〇〇円業者B〇,〇〇〇円	分割請求が必要な施設はありません。電気料金の請求については、仕様書第3章「12 料金の請求及び支払」のとおりです。 なお、提出データは、仕様書第3章「12 料金の請求及び支払」に定める項目の提出が必要となります。
21	地域の旧一般電気事業者が燃料費(等)調整の算定諸元の見直しを伴う価格改訂をした場合、割引率を変えずに同様の変更をお願いさせていただきますが、その際は協議にご対応いただけますか。	仕様書第3章「8 燃料費調整額の算定」に記載のとおり、燃料費調整単価は、四国電力株式会社が各月毎に定める高圧供給のものとし、原則、契約単価の見直しは行いません。ただし、電力売買契約書(案)第19条に規定する場合を除きます。
22	仮に弊社が落札した場合、電気使用量0kWhの請求書は、合計金額が半額となる算出にさせていただきますが、ご了承いただけますか。	仕様書第3章「6 基本料金の算定」のとおりです。
23	現在の契約者(売却先事業者)及び売却単価(税抜き 円/kWh)をご教示いただけますでしょうか。	現在の契約者は番号11のとおりです。 また、契約単価の公表は行っておりません。
24	直近1年における定期点検時期等が分かる資料をご提供いただけますでしょうか。	本件において本市が受注者へ電気を供給する期間(令和8年1月1日から同年12月31日までの期間)のうち、令和8年1月1日から同年同月7日まで、令和8年6月1日から同年同月24日まで及び令和8年12月20日から同年同月31日までの期間については、高知市清掃工場の定期整備を予定しております。 なお、予定供給電力量は、高知市清掃工場の定期整備も見込んだ電力量です。 これ以上の内容については、契約締結後の提供となります。
25	直近1年間における何らかのトラブルによる計画外停止が発生した回数およびそれぞれの停止期間をご教示いただけますでしょうか。	直近1年間において、発電設備の計画外停止を伴うトラブルは、発生しておりません。
26	入札書に記入する日付は入札日でしょうか、入札書記入日でしょうか。	番号13のとおりです。
27	開札結果は参加者全員(落札者以外)の入札金額についても公表されますでしょうか。	公告別紙10(2)のとおりです。

番号	質疑事項	回答
28	開札結果は入札を辞退した場合でも公表いただけますでしょうか。	ホームページにて決定業者及び売買の総価のみ公表します。
29	発電側課金制度実施による発電者負担分は本件の契約金額とは別で発注者様にご負担いただくことでよろしいでしょうか。	番号2のとおりです。
30	非化石価値は全量受注者に帰属するという理解でよろしいでしょうか。	番号16のとおりです。
31	非化石価値の認定種別(再エネ指定有無)と種別ごとの予定売却量をご教示いただけますでしょうか。またバイオマス比率算定は毎月行っているのでしょうか。	非化石価値の認定種別及びバイオマス比率算定については、仕様書第2章「11 環境価値の証書化」に記載のとおりです。種別ごとの予定売却量は仕様書別紙1-1のとおりです。
32	発電設備の運転開始日をご教示ください。	番号24の期間以外は、運転しています。
33	【供給】自家発補給電力のご契約のある施設はございますか。	該当する契約及び施設はありません。
34	【供給】契約に至った場合は、現行(公告時点)の燃料費等調整の算定諸元をご契約満了まで適用させていただきますがご承諾いただけますでしょうか。※算定諸元とはその月の燃料費等調整額の算定に用いる数値および算定式の事であり、ご契約満了まで燃料費等調整額(〇. 〇円)を固定するお願いではありません。※契約書への追記や別紙、覚書によるご対応を想定しております。	番号21のとおりです。
35	【供給】旧一電が公表する翌年4月から適用となる燃調諸元が大幅に変更になる場合は、弊社システム対応の関係で現行の諸元を継続するなど協議させていただくことがあることをあらかじめご了承ください。	原則、契約単価の見直しは行いません。ただし、電力売買契約書(案)第19条に規定する場合を除きます。
36	【供給】計量日は全施設毎月1日でしょうか。	仕様書第2章「4 供給電力量の計算」及び第3章「3 使用電力量, 最大需要電力及び力率の計量」に記載のとおり、供給、調達ともに計量日は、毎月1日です。
37	【供給】弊社は環境配慮の観点等により、紙請求書を廃止し、完全電子化へ移行いたしました。お客さまにはWEB上の『お客様ページ』にて請求書(施設ごとの内訳書アリ)を確認・ダウンロード・印刷して頂くこととなりますが、ご了承いただけますでしょうか。また検針結果は請求書の内訳をもって検針票に代えさせていただいております、毎月の受電月報(30分データ)の提供は、WEBからのダウンロードにて可能ですのでよろしくお願いいたします。	ダウンロード方法の詳細が分かりかねますが、問題ないと思われます。その場合、高知市の請求書様式、若しくはそれと同等(高知市会計規則第47条第1号に基づく。)の様式を使用し、押印のされたデータのご用意をお願いします。 また、仕様書第3章「12 料金の請求及び支払」(3)に基づき、電子メール等での通知をお願いします。
38	【供給】契約期間中に建替や増築、トランス増量、受変電設備および引き込み位置の移設・変更、受電設備の新設など、電力の契約に影響するような工事予定がある場合、対象施設と工事内容を教えてください。	対象施設:71 第四小学校 工事内容:PAS(気中負荷開閉器)の更新予定あり。(令和7年12月頃)

番号	質疑事項	回答
39	【供給】 下記2施設における現在の契約電力をご教示いただけないでしょうか。 【本庁舎】、【高知市卸売市場】	現在の契約電力は以下のとおりです。 【本庁舎】810kW 【高知市卸売市場】780kW
40	【供給】 特定電源割当証明書の下半期分発行時期について、非化石証書を用いる関係で1ヵ月～5ヵ月時間をいただきます。ご了承いただけますでしょうか。	問題ありません。
41	【供給】 特定電源割当計画書および証明書について、全施設の契約電力・使用電力量をまとめたの作成でよろしいでしょうか。	問題ありません。ただし、仕様書第2章「12 環境価値の還元(2)」に記載のとおり、証書の割当の優先順位が分かる形で作成をお願いします。
42	【供給】 特定電源割当証明書の指定書式がある場合はご提示いただくことは可能でしょうか。 指定がない場合は任意でよろしいでしょうか。	様式の指定はありません。
43	【契約】 契約書(案)に、料金の算定方法の詳細、並びに支払いに関する記載がございませんでしたが、契約書に仕様書含め一式とするイメージでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
44	【共通】 現在の契約者をお教えください。	現在の契約者は番号11のとおりです。
45	【共通】 弊社では現在本社移転を予定しております。登記変更及び入札参加資格登録変更申請から認可まで日程の都合上、入札書等への記載住所は旧(現住所)での対応で問題ございませんでしょうか。	問題ありません。 ただし、登記上の移転手続きが終了した際には、登録簿謄本又は登記事項証明書の再提出をお願いします。
46	【契約】 第7条(権利義務の譲渡) 下記文言の追記をお願いできますでしょうか。 ➡ただし、甲の承諾を受けた場合、若しくは、信用保証協会又は中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の4に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合はこの限りではない。	本件については、電力売買契約書(案)第20条に基づき、甲(本市)が承諾の可否を検討することとなるため、追記の必要はないと判断します。
47	【契約】 第20条(協議) 定めのない事項に付き協議を行う際に『乙の電力需給約款参照の上』を追記お願いできますか。	「乙の電力需給約款」の内容についても、電力売買契約書(案)第20条における「本契約に定めのない事項」に含み、参照の可否についても協議の上で決定することとなります。このため、追記の必要はないと判断します。
48	【売却】 発電側課金についての取り扱いについては、貴市が直接送配電へ支払いを実施するため系統連系受電契約等の条項は契約書には記載は不要というご認識となりますでしょうか。取り扱いについて別途覚書等の締結の想定はございますでしょうか。	仕様書第2章「6 電気の供給に係る協力」の(3)に記載のとおりであり、契約書への記載はありません。また、別途覚書等の締結の想定はありません。
49	【売却】 仕様書14に記載のある保証基準額の設定についての取り扱いについてご教示ください。保証基準額に満たない場合、発注者側にペナルティのようなものが発生するのでしょうか。	仕様書14で算出された保証基準額は、電力売買契約書(案)第5条第2項に定める保証金額の最低額のことであり、乙が甲に対して支払うものであるため、発電者側(甲)にペナルティが発生することはありません。